

27豊行(情運)第4号
平成27年7月24日

豊橋市長 佐原 光 一 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会
会長 佐野 真一郎

特定個人情報ファイルの取扱いについて(答申第12号)

平成27年6月19日付け27豊市税第97号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項に基づき作成した、個人住民税に関する事務に係る全項目評価書による特定個人情報ファイルの取扱いについて審議した結果、特定個人情報ファイルの取り扱いに概ね問題が無いことを認める。

なお、委員の意見を別添のとおり付記する。

付 記

頁	記載場所	記載内容	意見
91, 102, 109,	5. 特定個人情報の提供・移転の記録 「特定個人情報の提供・移転の記録」	「提供及び移転の記録は1年分保存している」	1年という保存期間は短い。不正利用を被害者が知ったときには、追跡不能の恐れがある。期間を延長すべきである。
89, 100, 114,	3. 特定個人情報の使用 「特定個人情報の使用の記録」	「監査証跡については1年間保存し、月に1度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス（操作）がないことを確認している。」	上に同じ。
96, 97, 104, 105, 111, 112, 118, 119,	7. 特定個人情報の保管・消去	/	サーバー設置場所への持込物に関する記述がない。写真や動画で特定個人情報を撮影され、個人情報が漏えいする恐れもあるので、持ち込み可能な物品の制限を加えるのが望ましい。
90, 101, 108, 115,	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」 「特定個人情報の消去ルール」	「委託業者に対し、個人情報保護に関する誓約書を提出させている。」 「委託業者は、業務完了後直ちに本市へ個人情報を返還する。」	特定個人情報ファイルの取扱いを業者に委託する場合の、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限や特定個人情報の消去のルールについて、左記の通り具体的な方法が記載されているが、不正利用防止には不十分であると思われる。全項目評価書の記載以上に強力な防止策を採るよう検討してほしい。